

# (案)

## 高知市営住宅及び共同施設管理運営に関する年度協定書

高知市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に高知市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理運営に関して締結した「高知市営住宅及び共同施設管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第11条の規定に基づき、市営住宅等の管理運営に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

### （年度協定の目的）

第1条 この年度協定は、市営住宅等の管理運営業務の令和〇年度の業務内容及び指定管理料を定めることを目的とする。

### （令和〇年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和〇年度の業務内容が基本協定に定めるほか、別紙「高知市営住宅等指定管理者事業計画書」に定めるとおりであることを確認する。

### （協定期間）

第3条 この年度協定による協定期間は、令和〇年4月1日から令和△年3月31日までとする。

### （令和〇年度の指定管理料）

第4条 令和〇年度の指定管理料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高知市営住宅及び共同施設 各業務内容説明書の5建物管理に関する業務の修繕にある表空家補修、緊急修繕のうち1件100万円（消費税及び地方消費税含む。）以上の修繕で協議により市が承認したもの及び災害・火災等に係る応急修繕（以下「空家補修等」という。）に係る指定管理料は、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とし、空家補修等に係る実績額が〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円以上となった場合は、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。空家補修等に係る実績額が〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円未満となった場合は、空家補修等に係る指定管理料は、実績額に金〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を加えた金額とする。
  - (2) 高知市営住宅及び共同施設 設備保守点検等説明書のIV保守点検等業務 11ブロック塀等の点検・調査、撤去及びフェンス設置等（以下「ブロック塀等の点検等」という。）に係る指定管理料は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とし、ブロック塀等の点検等に係る実績額とする。
  - (3) 前2号に掲げる以外の管理運営業務に係る指定管理料は、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
- 2 乙は、第3条の協定期間（以下「協定期間」という。）が終了したときは、当該協定期間終了後30日以内に、前項第1号及び第2号の実績額に基づく精算書その他の関係書類を添えて甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、空家補修等及びブロック塀等の点検等に係る指定管理料の金額を確定し、文書により乙に通知するものとする。

(指定管理料の支払)

第5条 乙は、甲に対し令和〇年度の指定管理料について、次の表の左欄に掲げる月において、同表右欄に掲げる金額を請求するものとする。

請求月	請求金額
●月	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 甲は、請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(空家補修等及びブロック塀等の点検等に係る金額の実費精算)

第6条 第4条第3項の規定により同項に規定する金額が確定した場合において、第5条の規定により乙が甲から支払いを受けた金額が確定後の指定管理料の金額を超えるときは、乙は甲の指定する期日までに確定後の指定管理料との差額を返還しなければならない。

(疑義等の決定)

第7条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この協定の証として協定内容を記録した電磁的記録を作成し、甲乙両者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

甲 高知市

代表者 高知市長 桑 名 龍 吾

乙